第８４号議案

　　品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年６月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

　品川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年品川区条例第３６号）の一部を次のように改正する。

　第３条中「および」を「、」に改め、「次章」の次に「および第５章」を加える。

　第１６条を第１７条とする。

第１５条の次に次の１章および章名を加える。

　　　　第５章　品川区災害弔慰金等支給審査委員会

　（設置等）

第１６条　災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として、品川区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

２　支給審査委員会は、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

　⑴　災害弔慰金の支給に係る災害と死亡との因果関係に関する事項

　⑵　災害障害見舞金の支給に係る災害と障害との因果関係に関する事項

　⑶　前２号に掲げるもののほか、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する重要な事項

３　支給審査委員会は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員８人以内をもつて組織する。

４　委員の任期は２年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　支給審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、または委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

６　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

７　前各項に定めるもののほか、支給審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　　第６章　雑則

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）品川区災害弔慰金等支給審査委員会を設置する必要がある。